令和７年度（２０２５年度）

定 期 監 査 結 果 報 告 書

（１月、２月、３月実施分）

豊 中 市 監 査 委 員

目　　次

第１　豊中市監査基準に関する規程への準拠・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２　監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第３　監査の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第４　監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第５　令和７年度監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第６　監査の実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第７　監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

（１）都市活力部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（２）福祉部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

（３）市立豊中病院事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（４）環境部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（５）都市計画推進部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（６）都市基盤部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

（７）消防局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

（８）上下水道局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

※令和８年（２０２６年）１月、２月、３月に実施した定期監査の結果についてとりまとめたものです。

コメントの追加 [T1]: 白紙のページを追加

第１　豊中市監査基準に関する規程への準拠

監査は、豊中市監査基準に関する規程（令和２年豊監告示第１号）に準拠して実施した。

第２　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項に規定する財務監査及び同条第２項に規定する行政監査

第３　監査の期間

令和７年（２０２５年）１２月２６日から令和８年（２０２６年）３月２６日まで

第４　監査の対象

対象部局	重点対象課	監査委員監査実施日
都市活力部	魅力文化創造課、［指定管理者制度導入施設］ローズ文化ホール、文化芸術センター、伝統芸能館、市民ギャラリー	１月３０日
福祉部	地域共生課、地域共生センター、[指定管理者制度導入施設]火葬場	１月３０日
市立豊中病院事務局	医事課	１月３０日
環境部	家庭ごみ事業課	２月１９日
都市計画推進部	都市計画課	２月１９日
都市基盤部	基盤保全課	３月２６日
消防局	北消防署（原田出張所、螢池出張所、能勢町分署）	３月２６日
上下水道局	技術部 水道建設課、水道維持課	３月２６日

コメントの追加 [T2]: 行の高さを「最小値　16mm」に揃える

第５　令和７年度監査の着眼点

監査対象部局の所掌事務のうち、令和７年度（２０２５年度）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査を実施した。

今般、財務監査の中で、千里中央公園再整備にかかる活性化事業について調査を行い、関係事務手続きが適切に行われているか確認した。（※１参照）

また、庄内下水処理場運転管理業務及び原田処理場水質機器点検整備業務にかかる入札及び契約状況について調査を行い、状況を確認した。（※２参照）

第６　監査の実施内容

監査委員による監査に先立ち、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類、帳票等の通査や照合、実査などを行い、関係職員から説明を聴取するなど、事務局職員による予備監査を実施した。

監査資料等に基づき部長等関係職員から事務の執行状況について説明を受けるとともに、質問・確認を行うなど、監査委員による監査を実施した。

第７　監査の結果

第１から第６までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

なお、次項以下に記載のとおり、監査の結果、是正又は改善を求めるものとして「イ．指摘事項」、改善に向けて取り組まれるよう求めるものとして「ロ.要望事項」、そのほか指摘・要望事項には至らないが、全部局に関連する内容等として事務処理上留意すべき事項については「ハ．留意事項」とした。

「イ．指摘事項」、「ロ．要望事項」については、措置状況等の報告を求めるものである。「ハ．留意事項」については、その都度口頭で改善を求めたところである。

今回の監査結果も踏まえ、各部局において、法令等を遵守した事務執行がなされているか、改めて確認する等適正な事務の執行に努められたい。

また必要に応じて、より効果的な内部統制の整備及び運用に活用されたい。

定期監査結果集計（１月、２月、３月実施分）

	指摘事項		要望事項		留意事項	頁
都市活力部	該当なし	０件	該当なし	０件	３件	4
福祉部	該当なし	０件	該当なし	０件	４件	5
市立豊中病院事務局	該当なし	０件	該当なし	０件	５件	6
環境部	該当なし	０件	該当なし	０件	６件	7
都市計画推進部	該当なし	０件	該当なし	０件	２件	9
都市基盤部	該当なし	０件	該当なし	０件	５件	１０
消防局	●防火水槽用地の借入にかかる契約書について	１件	該当なし	０件	１件	１１
上下水道局	該当なし	０件	該当なし	０件	２件	１２
合計		１件		０件	２８件	

※留意事項の件数については、「・」の項目単位でカウントしている。

コメントの追加 [T3]: 行の高さを「最小値　14mm」に揃える

（１）都市活力部

イ．指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ．要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ．留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

該当なし

② 支出事務に関する事項

・「支出負担行為伺兼決定書」の簿冊において、負担行為日が決裁日より前の日付となっているものが散見された。（魅力文化創造課）

③ 契約事務に関する事項

・豊中市財務規則第１１０条第３号に基づく契約保証金の免除に関し、決議書に契約保証金免除申込書の添付されていないものがあった。（２件）（魅力文化創造課）

④ 現金等管理事務に関する事項

・「資金前渡に係る現金出納簿」の簿冊において、１月受領分が未記載だった。（魅力文化創造課）

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

コメントの追加 [T4]: 前頁最終行から移動

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

（２）福祉部

イ．指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ．要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ．留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

該当なし

② 支出事務に関する事項

・「支出負担行為伺兼決定書」の簿冊において、負担行為日が、起票日や決裁日より前の日付となっているものが散見された。

（地域共生課、地域共生センター）

③ 契約事務に関する事項

該当なし

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

・「各種特別給付金・弔慰金５年簿冊」において、起案書に事務決裁規程第２２条第３３項第３号を適用するところ、改正前の条項を適用していたものが散見された。（地域共生課、地域共生センター）

・「行旅死亡人・単身死亡事案対応簿冊」において、起案書に事務決裁規程第２１条第１号別表１１（１２）を適用するところ、改正前の条項を適用していたものがあった。（地域共生課、地域共生センター）

・「行旅死亡人・単身死亡事案対応簿冊」において、調定決議書兼通知書の決裁日の記載のないものがあった。（地域共生課、地域共生センター）

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

（３）市立豊中病院事務局

イ．指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ．要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ．留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

該当なし

② 支出事務に関する事項

該当なし

③ 契約事務に関する事項

・市立豊中病院医事業務委託契約において、地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号を適用することとした随意契約理由に、同号該当の明確性を欠くところがみられた。（医事課）

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

・起案書「市立豊中病院松葉杖保証金管理要綱の改正について」が「要綱・要領３０年」の簿冊に綴じるところ、「重要関係３０年」の簿冊に綴じられていた。（医事課）

・起案書「松葉杖預り金返金に係る前渡資金の請求について」が「業務関係書類５年」の簿冊に綴じるところ、「契約依頼関係５年」に綴じられていた。（医事課）

・「個人未収金５年」簿冊において、病院事務決裁規程第３６条第２号を適用するところ、第３６条と記載した起案書、第１３条第１号別表３（３）を適用するところ、第３１条第２号と記載した起案書があった。（医事課）

・発送方法及び文書発送日が未入力の文書が散見された。（医事課）

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

（４）環境部

イ．指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ．要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ．留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

・千里中央公園再整備にかかる活性化事業基本協定書第１０条第４項使用料の納入時期について、当該年度分をその年度の４月末までに、納入するものとすることとされているところ、公園駐車場管理許可使用料、飲食店設置許可使用料並びに公園占用料が６月に払い込まれていた。（公園みどり推進課）

② 支出事務に関する事項

該当なし

③ 契約事務に関する事項

・とよなか花いっぱい大作戦運営業務委託契約において、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号を適用することとした随意契約理由に、同号該当の明確性を欠くところがみられた。（公園みどり推進課）

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

・「施設利用料（臨時ごみ）調定５年」の簿冊において、令和７年３月３１日付けの起案書「令和６年度（２０２４年度）臨時ごみ処理量について伺」が令和７年度簿冊に綴じられていた。（家庭ごみ事業課）

・起案書「環境学習推進会議の委員推薦について伺」において、専決者は決裁規程どおりであったが、決裁区分の欄に本来の専決者である「課長」と記載するところを「議長」としていた。（家庭ごみ事業課）

・「照会・回答（国・府関係）３年」簿冊に綴じるところ、「照会・回答（他市・その他）１年」に綴じられている文書及び「照会・回答（他市・その他）１年」簿冊に綴じるところ、「照会・回答（国・府関係）３年」簿冊に綴じられている文書が散見された。（家庭ごみ事業課）

・「市民の声３年（電子決裁）」簿冊に綴じるところ「広報・広聴３年（電子決裁）」に綴じられている文書が散見された。　（家庭ごみ事業課）

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

※１　千里中央公園再整備にかかる活性化事業

千里中央公園再整備にかかる活性化事業について、基本協定書をもとに、本市都市公園条例との関係性等事務手続きを調査した。調査した限りにおいて、基本協定書第１０条第４項使用料の納入時期について、当該年度分をその年度の４月末までに、納入するものとすることとされているところ、公園駐車場管理許可使用料、飲食店設置許可使用料並びに公園占用料が６月に払い込まれていた（※前記留意事項）以外で、特段疑義を生じる事項はなかった。

（５）都市計画推進部

イ．指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ．要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ．留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

該当なし

② 支出事務に関する事項

該当なし

③ 契約事務に関する事項

該当なし

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

・起案書において、専決者は決裁規程どおりであったが、決裁区分の欄に、本来の専決者である「課長」と記載するところ、「議長」と記載しているものが散見された。（都市計画課）

・起案書において、文書の完結日が決裁日より前の日付となっているものが散見された。（都市計画課）

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

（６）都市基盤部

イ．指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ．要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ．留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

該当なし

② 支出事務に関する事項

・「支出負担行為伺兼決定書」の簿冊において、決裁日及び負担行為日が記入されていないものがあった。（基盤保全課）

③ 契約事務に関する事項

・豊中市財務規則第１１０条第３号に基づく契約保証金の免除に関し、決議書に契約保証金免除申込書の添付されていないものがあった。（６件）（基盤保全課）

・快適・賑わい・憩いの空間づくり基本計画策定支援業務委託において、提出のあった暴力団排除条例に係る誓約書が決議書に添付されていなかった。（基盤保全課）

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

・原動機付自転車に備品シールが貼付されていなかった。（基盤保全課）

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

・起案書において、文書の完結日が決裁日より前の日付となっているものがあった。（４件）（基盤保全課）

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

（７）消防局

イ．指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆防火水槽用地の借入にかかる契約書について　（警防課）

長期継続契約に伴う条件付き解除の規定が記載されていなかった。

措置通知公表日	令和８年１１月４日	公表第１３号

ロ．要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ．留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

該当なし

② 支出事務に関する事項

該当なし

③ 契約事務に関する事項

・消防救急デジタル無線保守業務委託契約において、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号を適用することとした随意契約理由に、同号該当の明確性を欠くところがみられた。　（消防指令センター）

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

（８）上下水道局

イ．指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ．要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ．留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

該当なし

② 支出事務に関する事項

該当なし

③ 契約事務に関する事項

該当なし

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

・起案書「積算業務に係る見積り依頼について伺」について、文書の完結日が決裁日より前の日付となっていた。（技術部水道建設課）

・起案書「令和６年度ホームページ７月公開分工事発注見通しについて伺」及び「令和６年度ホームページ１０月公開分工事発注見通しについて伺」について、件名中の年度を令和７年度とするところ、令和６年度と記載されていた。（技術部水道維持課）

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

※２　庄内下水処理場運転管理業務及び原田処理場水質機器点検整備業務にかかる入札及び契約状況

庄内下水処理場運転管理業務及び原田処理場水質機器点検整備業務にかかる入札及び契約状況にかかる入札及び契約状況について、調査した限りにおいて、特段疑義を生じる事項はなかった。